

# 日常の「語り」と非日常の「語り」の出会いと葛藤

—（島根県）「H市土木事務所職員差別発言事件」の確認・糾弾会に参加して—

森 島 吉 美

## 一、はじめに

差別問題について考える、差別をなくすために何らの行動をとるとは、自らを、差別の偏見から解放することであることはいうまでもない。

だとすれば、反差別的行为とは、本来、自らにとって「楽しい」ことであるはずである。反差別的行为の場合は、自らの「個性」が一番發揮される場となるはずである。

というのでは、そこでは、現実社会の「みんな」のつくる偏見から自分が解放されることであるからだ。

ところが、現実は、全くその逆である。差別問題を考える場合は、人が一番「苦痛」をあらわにする場であり、一番「個性」を押し殺す場となっている。

同和問題の研修・学習会の場がそうであり、確認・糾弾会の場がそうである。

研修会や、確認・糾弾会の場では、出席者が自分の意見を積極的に述べたりするシーンに出合うことはまずない。彼らが頑なに開こうとしない口の奥に、「みんな」の口がある。彼らの「語り」は「みんな」の「語り」である。この「語り」は、例えば、被差別当事者を前にした時、被差別当事者の「語り」に目もくれず、ただひたすら決められたレールの上を走り続ける。何か、そこから脱線することは、つまり、「みんな」から「自分（個性）」を出し、「被差別当事者」の「語り」に耳を傾けることは、自らの日常生活そのものが破壊されるとでも思っているようである。このことが、まさに、差別そのものだということに、彼らは気がついていない。

本論では、この日常生活の中に埋没した「みんな」の「語り」を破壊するための様々な「語り」の挑戦の跡を見ていこうと思う。

## 二、二つの「語り」のすれ違い

ん。エライ学者よんでも、文献ひもといて勉強するどもいうんか。

**被差別当事者**：「ヨツ」という言葉が、被差別当事者に

あびせられたら、それはどんなにひどい

と思います。

**同対室長**：人間の誇りを傷つけ、許されざる行為で

あると・・・

**被差別当事者**：（自分）の言葉でないことに苛立つて

そういう言葉で説明せずに、どれほど被

差別当事者にとって、「ヨツ」という言

葉はひどいものか。

**同対室長**：「人の命を奪いかねない」とこの『総括

文』に書いています。

**被差別当事者**：どこかの本からひっぱってきただけじゃ

ろう。わからんかったら、現場に入つて、

現場の人の話を聞いてみなさいな。そこ

で、初めてわかるものでしよう。心がな

いよのオ一。冷たいよのオ一。

**同対室長**：次回までに勉強しておきます。

**被差別当事者**：あんた、何いいよるんね。今、誰が話し

よるんね。わたしが話しよるんじゃない

か。後で、誰と話をして、何を勉強する

県行政側の「語り」と、被差別当事者側の「語り」が  
交錯することがない。対話が一方通行のままである。且  
前の前にいる「語り手」の存在が無視されているのである  
から、コミュニケーションが先に進むわけではない。

こういった言葉のやり取りは、何も「H市土木事務所  
職員差別発言事件」の確認・糾弾会にのみ見られるもの  
ではない。多くの確認・糾弾会においても似たり寄つた  
りの言葉のやり取りが行われる。

「ヨツ」という言葉は、「いま、ここで」、被差別當  
事者をして死に追いやる。それほどまでにその言葉は、  
被差別当事者にとって、恐ろしい言葉である。

わかりやすく言えば、「殺人の凶器」である。

その手にしているもの（言葉）が人を殺しかねないも  
のと知らず、無邪気にそれをもて遊んでいる者、あるいは、  
過ぎ去った、過去の人殺しの「道具」として、陳列  
棚（「差別用語集？」など）に並べられているものと考え  
ている者、こういった人には、差別は、「いま、ここで」  
の現実問題だという意識は薄い。

（島根県H市土木事務所職員差別発言事件確認・糾弾会より）

しかし、確認・糾弾会において、被差別当事者は、その「凶器」の所有者と、言葉という同じ土台の上で、言葉のやり取りでもって、その「凶器」をいつ突きつけられるかわからない状況で、コミュニケーションをとる。

**被差別当事者**：心理的差別と実態的差別の関係について

聞きますが、この『総括文』では、全県的規模で職員、県民の研修をするとあるが、実態的な面においては、具体的な差別があつた地区の把握につとめて、としか

ないが、これは意図してのものか。

**同対室長**：いや、今回は、その地区に絞つてということです。

**被差別当事者**：じゃ、聞くが、T町の実態をいうてみい。

俺が生まれた、うちのおばあちゃんが、そこで生まれ、差別されっぱなしで死んでいった町よ。問題が起こりやにや眼もくれんというのか。

**長**：いや、騒ぎが起こらなければというわけではない。

**被差別当事者**：騒ぎ？  
課長：（問題発言とは、気づかず、単に、相手に通じ

なかつたと思ひ）問題があればということですが。

**被差別当事者**：問題があるところはいったが、それが騒ぎとはどういうこと。

**課**

長：（相手にとって今の発言がどれほどの意味があるのか、まだ気づいていない）問題提起と訂

正します。

**被差別当事者**：言い方の問題じゃなかろう。

（同上確認・糾弾会より）

確認・糾弾会の具体的な言葉のやり取りの最中での「騒ぎ」発言である。被差別当事者が声をあげることが「騒ぎ」なのである。従つて、この行政職員にとっては、この確認・糾弾会はまさしく「騒ぎ」以外の何物でもない。

被差別当事者の「語り」が「騒ぎ」といわれれば、その場のコミュニケーションが先に進むわけはない。

「語り手」としての存在を無視され、声をあげれば、「騒ぎ」と思われる、これが、差別的現実にほかならぬい。

この差別的現実への挑戦が反差別運動である。  
仕事を終え、夜遅く、「識字学級」に通う被差別部落のおじいちゃん、おばあちゃんがいる。

行政の差別施策によって、具体的に文字を奪い去られた（文字を習う場である学校から排除してきた）彼らが、「いま、ここで」、その文字を、差別者から奪い返そうとしている。

この「識字学級」には、在日韓国・朝鮮の人々もいる。彼らにとっては、いわば、日本という「侵略者として、一旦は、彼らの母国語を消し去った敵国」の言葉をわが物としようとしているのだ。彼らを死にも追いやつきたその言葉を、今度は、強制的に押しつけられるのではなく、「いま、ここで」、その言葉の所有者から奪取しようというのだ。

確認・糾弾会においてなされるコミュニケーションは、実は、この言葉・文字の「奪い返し」の具体的な作業なのである。

確認・糾弾会にみられる、怒りのストレートな表現（大きな声、机をたたく音）、こぶしを固く握り締め、言葉に置き換えられない怒りを必死に抑えている被差別部落のおじいちゃんの真っ赤な顔、等等、これらの「言葉」以外の、言葉を超えたコミュニケーション道具を使うことによって、差別社会の偏見が打破されていく。

「識字学級」に通うおじいちゃん、おばあちゃんの、一つ一つの文字に残される筆圧の重み。ここには、單に、

「きれいに、正しく、何が書かれているか」だけの薄っばらいコミュニケーション手段としての「文字」を超える何物かがある。

この差別的偏見に満ちた現実に挑みかかるのは容易ではない。あの手この手の手段が自然に生まれ（全てが「その場」で生まれ、その場でしか通用しない「一回限り」の、アドリブといつていいようなものであるのが大事でおもしろい！）、現実の再構築が始まる。この現実の再構築の作業を、差別社会にどっぷりつかった「語り」と、その差別社会に挑む「語り」の出会い、いわば一つの「言表（陳述）主体」の「未知との遭遇」の葛藤として探っていくのが本論文である。

具体的事例として、「H市土木事務所職員差別発言事件」の確認・糾弾会を見ていく。

### 三、「H市土木事務所職員差別発言事件」とは？

#### ――二つの「語りが出会いわかないから、対話が成立しない」――

この事件は、三年前の、一月一八日に起こっている。島根県H市土木建築事務所職員が、H市の被差別部落（C地区）を、友人の車で通りすがる時、その地区を指

して、「おお、ここは、ヨツというところでな」といった。

この職員は、彼の友人が被差別部落出身であることを知っていた。また、そのC地区についても、「道路は狭く、路上に側溝蓋があり、車は電柱を避けて通らなければならぬような状況でゴミゴミしていく、住んでみたいようなところ」とは思っていなかった。そして、「ヨツ」という発言が、差別語であることもわかつていた。

もっと驚くべきことには、第一回目の確認・糾弾会の席で、「わたしは、部落出身であると思う」と発言したことである。彼が結婚する時、相手の親が「身元調査」をし、結婚に反対していたことを「妻から聞かされ」、その時、「自分は部落の出身である」と思ったという。

これは、すぐに彼の誤解であることは判明したが、確認・糾弾会の場で、「自分は、部落出身ではなかった」ということが確認されるとは、前代未聞のできごとである。

県の職員が、話ついでにではなく、被差別地区を車で通りすぎる時、その地区を指して、「ヨツ」と発言した。当然にして、確認・糾弾会においてこのことの責任が県に対して求められる。

(以下、被差別当事者をA、県におけるいわゆる同和対策部である環境生活部部長をBとしてあらわす。)

A：知事は、この事件についてどの程度知っていますか。  
B：知事には、わたしの方からご報告申し上げております。

A：ご報告？ご報告とはどういうことなんですか。  
B：経過なり実態についてご説明申し上げています。

A：知事に対して、あなたがご報告するといった筋合のものではないでしょう。  
B：…？？（何のことかわからず）同和行政担当部局としてご説明申し上げ、知事はこの事件に関して、承知いたしております。

A：いいえ。わたしが聞いているのは、あなたが知事に報告する筋合いのものではないでしょ、といつてしているのです。（このままではらちがあかないと思ひ）それじゃ、あなたがそこまでいうなら、つまり、知事に報告されたというなら、知事はそれに対して、どういっているんですか。

B：…？？事態を厳しく受け止めております。  
A：知事は行政の責任者として、どういっておるのかと聞いているんです。

B：先程読ませて頂いたこの『総括文』は、わたしの

名前になつておりますが、これは知事の文書であると取つてもらつて結構です。

A : すべて知事の発言と受け取つていいんですか。

B : はい。県の見解と受け取つてもらつていいと思います。

A : じゃ、聞くけどね。一般に、県民の一人が、「ヨツ」といった発言をしたとしても、これはひどい差別発言であるが、今回は、県の職員が「ヨツ」という差別発言をした。この県の職員が差別発言をしたことについて、知事はどういう認識を持っているのですか。

B : 事態を厳しく受け止めております。

A : 事態が厳しいのは当たり前じやろうが。そのことに対する、知事はことの責任をどう認識しているのですか。

B : (相手の質問の主旨がわからず) この事件を教訓として・・・

A : 教訓じゃないでしょう。そんなことは総括の中ですんでいるでしょう。県職員の任命権者として、県民全体に謝罪すべきでしょう。県民から信託を受けた知事が任命した県職員が差別発言したのだから、まずは県民全員に謝罪しなくっちゃおかしくなつたでしょ。

いでしょう。県民は、差別をなくしてくれと、県に税金を払いこそすれ、誰が差別してくれと税金払っていますか。時間を割いてでも、責任を表明し、反省するのが筋でしょう。

B : わたしが代表しておわび申し上げております。

A : これが知事の文書とあなたがいうなら、知事の責任と県民への謝罪を最初に書くべきでしょう。そういうプレッシャーと責任を引き受けることが、あなたたちの取り組み意識を高め、しいては、県民の意識を高めていくことにつながっていくのではないかですか。

B : ご指摘ごもつともと承ります。今日は、同和行政の責任者としてわたしが・・・

A : 今は同和行政について話しているのではない。あなたたはこういった場は初めてですか。

B : はい。

A : 興奮しよるんでしょから話になりませんよね。今回の差別発言は、単に県民の一人が「ヨツ」といったのではなく、県職員が、「ヨツ」といったんですよ。それも、話のついでに出た発言ではなく、同和地区の通りすがり、そこを指して「ヨツ」と県職員がいつたんですよ。今時こんな差別

発言聞いたことがないですよ。

B : あらためて、わたしがいうまでのことはないです

が、同和行政に率先して取り組むべき県職員がこのような差別発言をしたことに対する、まさに

遺憾に思います。

A : 遺憾とはなんねエー。わたしらが知事ならね、任命権者の責任をとるなら、自ら任命した県職員に対する監督不行き届き、指導不十分を、世間、県民

に対して、関係者はもちろんのこと、県民に対してそのお詫びと反省を書くはず。総括はここから始まるのではないかですか。

(ここは出番とばかり、課長が発言する。課長をCとする。)

C : この『総括文』の「はじめに」の最初のところに、謝罪を書くべきであると思います。

A : 最後に知事が出てきてきちんと総括のまとめをすると、この前にいっただけ。知事に対して事の中身を十分に説明もできず、まして説得もできなかつたあなたたちが、「『はじめに』の最初に謝罪すると書くべき」とはよくいえるのオー。それですむと思うとるのか。その前にあなたたちの仕事をちゃんとしなさいよ。

B : 同和行政責任者として・・

エー。

C : 知事は、その責任を認識して・・ですか。世間に對して。

A : 今回の事件を分析して、差別撤廃にむけて努力していくと。

B : 事件が起ころうが、起ころまいが、差別撤廃に向けて努力するのは当たり前。聞いているのは、本事件が起ころって、その責任をどう表明しているのかという事です。

「いま、ここで」の生の声を要求する被差別当事者の質問に對して、まともな返答が帰つてこない。確認・糾弾会によくみられる、賢問愚答である。

ここでの問題は、今回の差別事件に對して、県民に、申し訳ないという、県の最高責任者である知事の謝罪がなかつたことである。県行政の誰も、そのあたり前のことに気がつかなかつたまでのことである。知事の謝罪どころか、知事に、「ご報告申し上げております」といわれば、開いた口がふさがらない。

「ああ、なるほど! そのことに気がつきませんでした。」

そういうところが我々に決定的に欠けているところです。このことは、またまた皆様を前にして、県の行政を預かるものとして恥ずべきところであります。我々の差別的感性をおわびいたします。ご指摘ありがとうございます」と続けられるべきところであるはず。

「わからなかつた」ことに気がついたかどうかである。

上のやり取りでは、間違いなく、その「わからない」とに気がついていない。「わからない」ことを「わからなければ」「わかるべき」ことが「わかる」はずがない。

「最後に知事が出てきてきちんと総括のまとめをする」と、この前にいったはず。知事に対して事の中身を十分に説明もできず、まして説得もできなかつたあなたたちが、「はじめて」の最初に謝罪すると書くべき、とはよくいえるのオー。それですむと思うとなるのか。その前にあなたたちの仕事をちゃんとしなさいよ。」

この、とどめの言葉の持つ意味は大きい。被差別当事者は、対処療法的な答を要求しているのではない。「気がつかなかつた」、「わからなかつた」という対話の出発点に立つことを求めている。つまり、「生(ナマ)

の対話」への誘いの言葉である。

A：今は同和行政について話しているのではない。あなたはこういった場は初めてですか。

B：はい。

A：興奮しよるんでしようから話になりませんよね。

ここで、Bは、初めて被差別当事者と相対していると告白している。彼には、この場、この瞬間が、「ヨツ」という言葉が被差別当事者にとって、どれほどひどい言葉か、「いま、ここで」の問題として学べる初めての機会であるはず。それに気づかぬ彼は、「(この差別事件に関して)遺憾に思います」とあっさりいってのける。これでは、「話になりません」と対話がとぎれるのがたり前のことである。

A：土木部では、「よつ」とひらがなになつてているの

ですが、環境生活部では「ヨツ」あるいは「四つ」となっていますが、これは意味があるのですか。

B：辞典を調べて。  
A：辞典？それは何の辞典ですか。(地名総鑑か、と

ヤジが飛ぶ)

B：（慌てて）差別用語辞典？そのような文献だったと思います。

A：だったら専門家だからうかがいますが、「ヨツ」とは何ですか。

B：歴史的には、かつて、動物を扱う職業についていた人をさげすむ意味で・・・「ヨツ」という言葉で差別・・・

A：「ヨツ」という言葉が被差別当事者にあびせられたら、それほどひどいと思いますか。

B：人間の誇りを傷つけ、許されざる行為であると・

A：そういう言葉で説明せずに、どれほど被差別当事者にとって「ヨツ」という言葉がひどいものか・

B：「人の命を奪いかねない」とこの『総括文』に書いています。

A：本に書いてあつたから書いただけか。わからん

かつたら、現場に入つて、現場の人の話を聞いてみなさいな。そこで、初めてわかるものでしよう。この文章には心がない、冷たいよノー。部落差別問題の中核にいるのが県行政であろうがー。「ヨツ」という言葉以外に、この言葉と共に行われる

差別的身ぶりを知っていますか。

B：言葉は知っていますが。それ以上のことは。

A：知らんのか。あんたの課では、どこでどんな議論しようるんね。差別行為というのは、生（ナマ）の、今現実のものとして行われていることを議論しよるんね。県の職員が、差別という「凶器」によって、友人である県民を殺しかねない、という決意でもって真剣に議論することが、言葉の意味を深く知るということになるんでしょう。

A B：次回までに勉強しておきます。

A：あんた、何いいよるんね。今誰が話しよるんね。わたしが話しよるんじゃない。後で、誰と話をしても何を勉強するん。エライ学者よんて、文献ひもといて勉強するとでもいうんか。今、私がここで話しているじゃないですか。何を聞きよるんあんたは。ここのが学習の場じゃないんか。わしらを前にして、ようそんなこというよのオー。新しい就職先に、自分が到着する前に、「今度くるやつはヨツよ」とウワサが広がつてしまつていたり、廊下を歩けば、「やっぱりあいつらが歩く音は違う」といわれる。わしらの仲間のことよ。わたしは、島根にオルグに入った時、ある町で、

雑貨屋のオバサンに、「ここに部落あるうて」と聞くと、「さあ、知らん」と答える。「被差別部落よ」と質問しても答は一緒。そこへ鳥取から一緒に来た仲間が、「オバサン、ヨツのことよ」と手で四本指さして示すと、「ああ、あれらのこ

とか、それならよう知つとる」としつかり教えてくれた。島根の仲間はかわいそうで。「命を奪いかねない」という危機意識を持つてもらわなければ。单なる事態の処理的に考えているんじゃないか。差別事件を。

**B**：差別解消にむけて一層の努力をしていく決意で。

**A**：何聞きよるん。差別発言によって何人のものが死んでいったか。結婚差別によって、他県だけでなく、この島根においてもあるじゃないか。そういった事実を心に持つて取り組むのが筋じゃろうが。それを、「本」から引いたとは何ね。

差別問題が「どこか遠く」の、「誰か他の人の（みんなの）」出来事としてしか感じられない。

**A**：「ヨツ」という言葉が被差別当事者にあびせられたら、それはどんなにひどいと思いますか。

**B**：人間の誇りを傷つけ、許されざる行為であると・

**A**：そういう言葉で説明せずに、どれほど被差別当事者にとって「ヨツ」という言葉がひどいものか・

**B**：「人の命を奪いかねない」とこの『総括文』に書いています。

他人の言葉としてしか答えられない。自分の感情が吐露されない。従つて、「わたし」が出てこない。

だから、同和対策部内での差別問題に関する議論は、ひとつの一般的「解」を求める「勉強会」にすぎなくなっている。結局、「差別行為」というのは、生の、今現実のものとして行われているということを議論しよるんね」というとどめの一撃を食らうことになる。

先の「騒ぎ」発言の收拾にあたつて、被差別当事者側は、「この場は、お互い差別解消に向けて努力しよう」という最低限度の信頼関係において成立しているはず。それを、『騒ぎ』だなんていわれりや、信頼してあなただと話しさはできん。部長さん、この課長さんを退席させて下さい」と、その課長を最後尾の席に移動させている。とうとうしびれをきらした被差別当事者は、県行政の

一人の「語り手」をその場から消去したのである。

#### 四、ぬるま湯につかった「日常生活」の「語り」のあつい壁に風穴をあける新たな「語り」の出現

##### — 日常の現実と非日常の現実の衝撃的出会い —

上の確認・糾弾会でのやり取りを見ていく時、ふと、その場がひとつ劇場と想像してみたりする。

被差別当事者が、県行政側の職員を登場人物として、必死に舞台に引っ張りあげようとする。確認・糾弾会の司会者が、いわゆる演出家である。だいたい決まって、被差別当事者側の者がこの役を引き受ける。

しかし、県行政側の誰も、その舞台に上がろうとしたない、いや、上がれない。上がる方法を知らない。舞台の上は虚構（想像）の世界。県行政側は、日常世界のぬるま湯にどっぷりつかった顧客であろうとする。日常世界（現実）から虚構に直接通じる道はない。虚構の世界には、日常の「語り手」は存在しない。つまり、そこでは、舞台での「出来事」に対して、どこか遠くの「出来事」として、解説したり、批判したりする「語り手」の存在は許されない。

虚構の世界では、日常世界での「語り手」を消去しなければならない。残された道は、直接その「出来事」に参加するのみ。自分の問題として、その「出来事」に参加する他はない。

##### 舞台の上の出来事は虚構の世界、「顧客である我々は、

その上でおこる事をただ楽しめばよい」、とたかをくくっている顧客に、「虚構の産物への生（ナマ）の参加」を求めて止まなかつた、劇作家であり演出家でもあつた寺山修司は、かつて次のような試みをした事があった。

以下、彼の『顧客論』からの引用である。

「その日、ローランド・ヴィーゲンシュタインは、夫人と共に『邪宗門』の初日を見ようとやつて来たが、いつものように、〈評論家の席〉が準備されていないことに、苛立つていた。客席は真っ暗で、煙が立ち込めており、座ろうとする客は、〈自分の席を探す〉必要があつた。彼は、高名な評論家であり、こんな遇され方をしたことは初めてであったので、一度は外に出て劇場側に注文をつけていたが、また戻ってきて、客席の最後列で立て観た。この劇は、観客が入り終るとドアは閉じられて、場内は密室化される事から始まる事になっていた。装置を組み立て、灯りを支配し、俳優を操って一つの虚構を

管理しようとする権力としての黒衣と、その操作から自分を解放して、「役柄」から自由になろうとする俳優の葛藤が一つの主題になるのだが、黒衣はつねに客席をもへ見回つており、彼らの考える劇の流れを妨げようとする客にも俳優へと同じように力を加えるようを作られてあつた。当然、こうした劇の流れを阻止し、あるいは、破壊しようとする客を演じている俳優もあり、逆に、黒衣によって俳優化され、「役割」を演じることを強要される客もいる。劇は、真っ黒な場内で、何者の手で運行されているのかわからぬまま、時には中断され、時には一つのストーリーを生成しながら進められる。黒衣によつて、暴力的にステージに連れ去られ、衣裳を着せられて、役割を与えられた客のよう見える俳優は、他の客に恐怖を類感させて、場内は一つの大きな「お化け屋敷」化する。暗黒のカーニバル。黒ミサ。呪術儀式。ストーリーを持続させていた客は、黒衣に抗つて、自分から俳優達を支援しなければならないし、役の外へ出たい客は、黒衣と争つて、出口を作り出さなければならない。・・・ローランド・H・ヴィーゲンシュタインは、劇の中盤で、夫人の手を引いて外へ出ようとして（夫人は、気管支炎を患つていて、劇場内の煙のためそれ以上いることは不可能であった）、黒衣に出口をふさがれたの

だった。ヴィーゲンシュタインは、「客の特権」として出る自由を大声で主張したが、黒衣は立ち退かなかつた。すると夫人が、その黒衣を突き飛ばそうとして、黒衣によつて逆に突き飛ばされた。

（寺山修司『演劇論集』一九八三年、国文社、二二〇三二ページ）

入場料を払つて、お菓子でも食つて、隣の客とおしゃべりしながら、時には退屈の余り居眠りしながら、劇を見る、それでも劇は進行している、といった劇空間はここには見られない。

「従来の演劇は、劇場という限定された施設の中で、特定の俳優と、特定の顧客とによって、馴れ合いの虚構を共有するという形で、堕落し、出会いの衝撃性を失いつつある。そこでは、想像力の体験と現実生活は見事に区別され、両者の区分が提示するものの内実は凍結してしまつてゐる。ステージの上で演じられているのは、代理人たちによる複製化された現実の再現であり、見ていいものの日常の現実とは、まるで侵しあうことのない、安全な虚構なのだ。」（寺山修司同書一三〇ページ）

虚構と日常の現実の間の「凍結」した関係を打ち破ろうと寺山修司は悪戦苦闘する。先のヴィーゲン・シュタイ

ンは、彼の夫人に加えられた暴力を警察に訴える。でも、寺山は、「虚構の世界で起こった事は、虚構の世界の中で始末せよ」という。

確認・糾弾会の中で、「話される内容」とは別に、「あなたの方は、いつもそんなふうなのですか」「わたしも立ちますから、あなたも立って答えて下さい」「マイクを取つて話して下さい」「わたしの目を見て話して下さい」、「何をポカンとしているのですか。魂があるたの体から離れてあたりをさまよっているんじゃないかな。魂を呼び寄せ、魂を」と、さかんに、日常の現実の「語り」をズラせようと工夫される。

大きな声、長い間の沈黙、「感性に満ちた語」の使用といいまわし、そして挙げ句の果ては、話し相手をその場から「退場」させる。

## 五、差別問題は、なぜ、人の個性を消し去るのか

広島県のある町で、町行政職員の部落差別問題に関するグループインタビューをとる。集まつた職員は、それぞれ個性豊かな、人の良さそうな人ばかりであった。

本題に入る前の雑談では、おもしろい話が聞けると期待させる。

ところが、差別問題に話が移ると、みんな同じ顔つきになり、言葉使いまで似てくる。使う言葉も、いわゆる「公用語」となる。

まるでその問題においては、自分を出してはいけないといわんばかりである。

島根県のある村で、やはり、行政職員を集めてのグループインタビューを行ったことがある。

その中のベテラン職員の一人がおもしろい話をしてくれた。

「わたしが行政に入ったのは、丁度『同和対策特別措置法』が実施された頃でした。わたしは若かったし、差別問題については何も知らんかった。そんな状態で、土木関係の仕事をしていました。当然『同和対策事業』で、同和地区へ入りました。仕事も具体的に前に進めていくために地区の人ともことん話しました。ともかく、よく、地区に足を運びました。その時の気持ちは、わたしの仕事をただ前に進めるだけでした。いろいろあったけど、おもしろく仕事をさせてもらいました。ところが、近頃になつてからですかね、職場で同和研修を受け出し

て、差別問題はよく考えなければいけない、難しい問題と思いました。すると仕事もやりづらうなりました。わたしは、若い時より差別問題に関して確かに知識は増えたと思います。しかし、正直言つて、仕事は、あの時程おもしろいとは思わなくなつたですね。」

この職員は、仕事を始めた頃は、確かに差別問題について何も知らなかつたのだろう。同和行政の何たるかがわからぬまま、同和地区に入つていった。彼は、「何も知らない」ことは少なくとも知つていた。だから、彼はとことん地区に足を運んで、地区の人と話しつづけた。いわゆる現場で「同和行政」を学んできたのだ。それも、まさに被差別当事者との具体的葛藤を通して。

しかし、差別問題を、「学習」し出すと、彼は自らの「個性」を失い出した。仕事を「おもしろく」することができなくなつた。

個性とは、キャラクター。キャラクターには、「劇の登場人物」という意味がある。

個性を失うとは、登場人物になれないということである。差別問題においては、人は、突然、観客（傍観者）になつてしまふ、いや、そうであろうとする。

ドイツの作家、ライナー・マリア・リルケは、彼の有

名な小説『マルテの手記』で日常の生活にどっぷりつかつてしまつた人を「顔」に例えて次のように描写している。

「あの女は、まるで身体を二つに折つたように腰を曲げていた。両手の中へすっぽり顔を埋めてしまつていた。僕はノートル・ダム・デ・シャン街の町角で会つたのだ。僕はその女を見ると、足音を忍ばせて歩き始めた。かわいそうな人間が考えごとに沈んでいる時、その邪魔をするのがいけないぐらい僕だって知つていた。考えごとが、ぶつかり糸の切れたように、そのまま中断されてしまうのが気の毒だ。」

ところが、町はひつそりしている。もう静かさに飽き飽きしていたらしの舗道は、僕の足音を盗み取つて、つい退屈さのあまり木靴のようにからからと打ち鳴らしたものだ。女は驚いて上半身を起こした。あまり素早い、あまり急激な体の起こしようだったので、女の顔は両手の中に残つてしまつた。僕は手の中に残された鋳型のようになつて、その手の中を見つめていた。手の中から持ち上げられた顔を見ないために、僕はひどく張りつめた気持ちだった。裏返しになつた顔を見るのは不気味に違ひ

ないが、顔のない、のっぴらぼうな、こわれた首を見る  
勇気はさらになかったのだ。」（大山定一訳、新潮文庫、一  
九七七年、一二ページ）

日常生活の中にどっぷりつかつた、多少のことでは顔  
色一つ変えようとしない人。このような人の「仮面」が  
剥される瞬間をリルケは克明に描写する。そこから、彼  
は、個としての人間の顔を見ようとする（しかし、剥れ  
た後ののっぴらぼうな顔の上には、きっとまたすぐ別の  
仮面がかけられるのだろう。だって、仮面なしでは日常生活は、到底営めないだろうから）。

先に言つた、「みんな」の「語り」とは、この「仮面」  
に他ならない。この仮面としての「語り」からその仮面  
を剥すことが、確認・糾弾会の作業であり、反差別運動  
の中心的課題である。

リルケの場合は、静けさを打ち破る突然の大きな音で、  
その女は、仮面をつけて相対するゆとりがなかつたのだ。  
この場合は、偶然がそのきつかけになつた。

しかし、反差別運動に残された手段は、この偶然に起  
こつたことを意識的に引き起こす工夫をすることである。  
これは、いわゆる「異化効果」といわれるもので  
ある（「異化効果」については、『広島修道大学研究叢

書第八一号』中の拙著「動く・出合う・ふれ合う・再会  
・広がる反差別のネットワーク」を参照）。

日常生活の「語り」をいかにして、反差別の「舞台」  
の登場人物の「語り」として、現出させるか、これが今  
後の課題となる。しかしこの課題は、我々をワクワクさせこそすれ、その意氣込みを打ち碎くものでは決してない。

先の確認・糾弾会の後、行政職員と被差別当事者の交流会が持たれた。その場に筆者も同席した。行政職員の何人かがぼくの席に来て、みんな自分の「語り」で、「あんな体験は初めてだつた。今は、何というかスカッ」とした気分です。わたしは、あの確認・糾弾会に出席してよかつた」と、単に言葉でだけでなく、体全体で語つていた（いわゆる行政職員然とした堅苦しいスタイルではなく、まさに、俳優が舞台の上を飛び跳ねる軽やかさでもつて）。

同和対策部のある職員は、「今現在、同和対策部にいることが自分の誇りだ」とまでいつてゐた。

確認・糾弾会という劇場から、他の劇場に場所は移つたが、彼らが反差別の「舞台」への階段を一段上がつたことはかわりない。彼らが、これからどんな仕事をするか、期待がふくらむ（ワクワクする）。

間違いなく、島根は、この確認・糾弾会を通して変わることは間違いないという印象を受けた、ということをつけ加えて本論を終わることにする。

※本稿は、広島修道大学研究叢書第九一号（一九九五年）所収の同名論文の転載である。

